騒 音 規 制 指 定 地 域 図

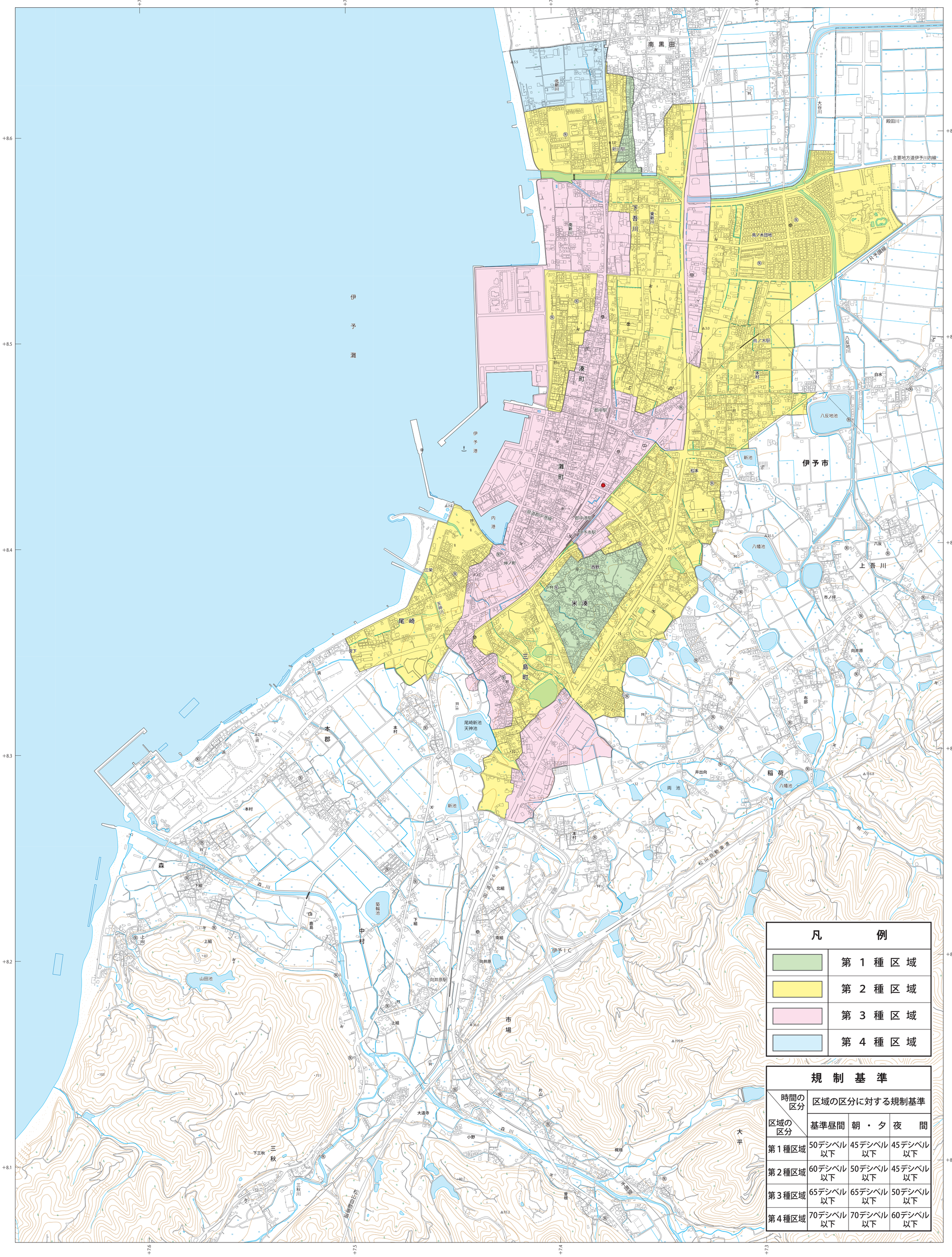

N

記 号

- 三角点
- 水準点
- 電子基準点
- 標高点
- 指示点
- 普通建物
- 堅ろう建物
- 普通無壁舎
- 真幅道路
- 庭園道
- 軌道：普通鉄道
- 駅舎
- 送電線
- 境界：市区町村
- 等高線：計曲線
- 等高線：主曲線
- 等高線：補助曲線
- 一条河川
- 水涯線：河川通常部
- 水涯線：岩等に接する部分
- 水涯線：堤防等に接する部分
- 海岸線：通常部
- 海岸線：堤防等に接する部分
- 主な官公署
- 裁判所
- 税務署
- 保健所
- 気象台
- 警察署
- 交番
- 消防署
- 自衛隊
- 森林管理署
- 市役所
- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- 図書館
- 集会所
- 病院
- 郵便局
- 神社
- 寺院
- 老人ホーム
- 博物館・美術館
- 電波塔
- 灯台
- 港湾
- 発電所等
- 工場
- 煙突
- 記念碑
- 城跡
- 墓地
- 史跡名勝・天然記念物
- 温泉・鉱泉
- 高塔
- ダム
- せき
- 水門
- 水制
- 河川トンネル
- 田
- 畑
- 果樹園
- 竹林
- 桑畑
- 笹地
- 茶畑
- 荒地
- 広葉樹林
- 針葉樹林

凡 例

	第１種区域
	第２種区域
	第３種区域
	第４種区域

規 制 基 準

時間の区分 / 区域の区分	区域の区分に対する規制基準		
	基準昼間	朝・夕	夜間
第１種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下
第２種区域	60デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第３種区域	65デシベル以下	65デシベル以下	50デシベル以下
第４種区域	70デシベル以下	70デシベル以下	60デシベル以下

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）及び数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地名情報）を使用した。（承認番号　平28情使、第1173号）」

1 : 10,000

0　100　500　1000m

平成29年３月作成

伊予市